

重要事項説明書

当事業所はご契約者様に対して訪問看護サービスを提供させていただくに際し、厚生省令第37号第8条に基づいて、契約を締結する前に、知っておいていただきたい当事業所の内容を説明させていただきます。

1. 訪問看護を提供する事業者について

事業者名称	合同会社 I Do me
主たる事業所の所在地	大分県大分市大字松岡 5970番地の7
代表者名	代表社員 長野美幸
電話番号	097-502-4976

2. ご契約者様へ訪問看護サービス提供を担当する事業所について

（1）事業所の所在地など

事業所の名所	訪問看護ステーション ulu
施設の所在地	大分県大分市大字松岡 5970番地の7
開設年月日	令和6年12月19日
事業所番号	4460191598

管理者の氏名	長野 美幸
サービス提供実施地域	大分市内全域
電話番号	097-502-4976
FAX 番号	097-502-4976

（2）事業所の目的、運営方針

事業の目的	<p>訪問看護uluは「ともに考え・ともに悩み・ともに笑い・ともに前進する」を事業所の運営理念としています。生活に必要な医療的ケアや日常生活の支援はもちろんですが、ただ支援に入るだけではなく、一部の時間を個々のレベルに応じて、遊びやおしゃれ、挑戦、気分転換等の時間に替えることでその方の『今』に笑顔を増やし、より幸せな時間に塗り替えるお手伝いをさせて頂けたらとおもっております。</p> <p>障害のある小児から年齢制限なく個々の事情に応じたサービスを提供し、住み慣れた地域でその方らしい生活を送れるように、さらにその方の楽しみの時間を提供できるように考えた訪問看護です。</p>
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 訪問看護ステーションuluは、医師の指示の下、基礎となる疾病的看護学的な管理指導やリハビリテーション指導を行うことで、日常生活の活動能力および生活の質の維持・回復、要介護状態の軽減もしくは悪化の予防、又は要介護状態となることの予防を図り、住み慣れた地域社会や家族で安心して療養できるよう支援します。 病気・心身状況の安全確保・指導を行いながら、機能維持・回復、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防を図り、リハビリテーションの評価と計画、指導・実践を行います。 事業の運営にあたって、健康保険法に基づき、利用者や家族、主治医と相談し、適切に訪問看護が提供できるよう努めます。 事業の運営にあたって、医療・保険・福祉サービス関係と密接な連携を行い、総合的なサービス提供に努めます。

(3) 事業所の職員体制と職務内容（令和7年10月1日現在）

職種	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理者	看護師	1名	0名	従業員の管理及び業務の一元的な管理、（看護職員と兼務）	1名
看護職員	看護師	2名	2名	訪問看護サービスの提供	6名
	保健師	1名	1名	（1名は管理者と兼務）	
リハビリ	理学療法士	0名	0名	訪問リハビリサービスの提供	0名
リハビリ	作業療法士	0名	0名	訪問リハビリサービスの提供	0名
リハビリ	言語聴覚士	0名	0名	訪問リハビリサービスの提供	0名

3. サービスの内容

- (1) 訪問看護サービスは、ご利用者様の居宅(自宅)にて、看護師等その他省令で定める者が療養上の世話、または必要な診療の補助を行うサービスです。

1 看護介護行為

- ・バイタルチェック(血圧、脈拍、体温、簡易酸素飽和度測定)
- ・身体の保清(清拭、陰部洗浄、更衣、おむつ交換、口腔ケア、手浴、足浴、洗髪、入

浴介助、ひげ剃り等)

- ・療養指導(生活の注意事項、食事指導、排泄に関する対策や指導等)
- ・服薬管理、指導
- ・リハビリテーション(関節などの運動・日常生活動作の訓練等)

2 医療処置行為

- ・尿道留置カテーテル、自己導尿管理ケア(特別管理加算対象)
- ・経管チューブ、胃瘻(いろう)管理ケア(特別管理加算対象)
- ・腹膜還流装置管理ケア(特別管理加算対象)
- ・透析液供給装置管理ケア(特別管理加算対象)
- ・在宅酸素療法管理ケア(特別管理加算対象)
- ・中心静脈栄養管理、輸液、ポンプ管理(特別管理加算対象)
- ・人工肛門、人工膀胱管理ケア(特別管理加算対象)
- ・気管切開(気管カニューレ挿入中)の管理ケア(特別管理加算対象)
- ・人工呼吸器の管理ケア(特別管理加算対象)
- ・創傷及床ずれ処置(状態によっては特別管理加算対象)

- ・喀痰の吸引、管理

- ・点滴、注射

3 介護者への支援

- ・介護の方法指導、社会資源の紹介

- ・床ずれ防止、リハビリの方法、食事指導(介護の工夫、方法など)

- ・介護者及び家族の療養相談、助言

- ・保健福祉サービス・在宅ケアに関する諸サービスの情報提供・活用支援

- ・その他医師の指示に基づく処置・看護

- ・在宅レスパイトサービス

(2) 訪問看護サービスの利用にあたっては、主治医に訪問看護指示書を交付していた

だく必要があります。指示期間は、主治医により定められます。指示期間を過ぎる前

に、看護師から主治医に対し、期間経過後の指示書の交付依頼を行います。（※訪問

看護指示書代は、健康保険証の負担割合に応じて異なります。病院によって異なる場

合もありますので病院窓口にてご確認の上、窓口でお支払ください。）

(3) サービス提供にあたっては、介護保険証、医療保険証や医療受給者証を確認させ

ていただきます。被保険者資格等の内容に変更が生じた場合はお知らせください。

(4) ご利用者様の希望及び心身の状況等並びに主治医の指示を踏まえて、「訪問看護計

画書」を作成して、ご利用者様に説明し、これに従ってサービスを提供します。な

お、毎月1回、訪問看護計画書、訪問看護報告書を主治医に提出することが法令に

より定められておりますのでご了承ください。（※ご利用者様のお体の状態や看護計

画に基づいて実施した内容等について報告します。）

(5) サービス提供ごとに、提供日、提供した具体的なサービス内容、ご利用者様の心

身状況を記載した訪問看護記録書を作成します。ご利用者様とその家族は事業所の営

業時間内に、ご本人に関する訪問看護記録書をご覧いただけます。実費負担の複写料

金を負担することで、ご本人に関する訪問看護記録書の複写の交付を受けることがで

きます。訪問看護記録書は事業所にて5年間保管をします。

4. サービス提供時間

サービス種類	平日・土曜日	日曜・祝日
訪問看護	9：00～18：00	原則休日
予防訪問看護		必要に応じて対応

※営業日、営業時間帯に関わらず電話での対応は24時間体制を取っております。（緊急時などの必要時は時間外でも訪問いたしますが原則、営業時間内ののみの訪問としております。万一、訪問させていただいた場合は、時間外の利用料が通常料金と異なりますのでご

注意ください。)

※お正月(12/31~1/3)、お盆(8/13~15)、GWは「祝日」扱いになります。

5. 交通費、利用料

(1) 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサ

ービスが法定代理受領サービスであるときは、**利用料のうち各利用者の負担割合に**

応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の

額の算定に関する基準」(令和6年3月15日厚生省告示第86号)によるものとす

る。

(2) 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の

額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、**利用料のうち各利用**

者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費

用の額の算定に関する基準」(令和6年3月15日厚生省告示第86号)によるもの

とする。

(3) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、そ

の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

① 事業所から片道 15 キロメートル未満	0 円
② 事業所から片道 20 キロメートル未満	200 円
③ 事業所から片道 20 ~ 25 キロメートル未満	300 円
④ 事業所から片道 25 キロメートル以上 (以降は 1 kmにつき計算)	40 円/km

(4) 前3項の利用料等の支払を受けたときは、ご利用者様又はその家族に対し、

利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

(5) 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、ご利用者様又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(6) 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書をご利用者様に対して交付する。

6.サービスのキャンセル

ご利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用日前日事業所営業時

間までにご連絡ください。当日のキャンセルにつきましては、下記の表の通りキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください。

時期	キャンセル料金
前日までに連絡	無料
当日の連絡	1 提供あたりの料金の利用者負担額の 50%
ご連絡のない場合	1 提供あたりの料金の利用者負担額の 100%

※体調不良等によるやむを得ない場合以外はキャンセルの対象となります。

7. 利用料金表は別紙参照する

8. 保険適応外

エンジェルケア	¥10,000		
自費サービス	30分	夜間・早朝加算 (18:00-22:00/6:00-9:00)	基本料金の 25%加算/回
	60分	深夜加算(22:00-6:00)	基本料金の 50%加算/回
浴槽レンタル	¥ 5 0 0 /回 (泡も含みます)		
発達支援・育児相談	30分	¥ 1,500	※初回のみ 1 時間のお時間を頂いております。
	60分	¥ 3,000	

9. 在宅レスパイト 活動費別紙参照

活動費は毎月月謝集金にて徴収させて頂きます。

10. ご利用者様負担金のお支払方法

請求月の末日までに、いずれかの方法によりお支払いください。

(ア)事業者指定口座への振り込み

(イ)月謝集金（お釣りがないようにお願いいたします）

(ウ)QRコード決済（PayPay）

（振込先）金融機関名：大分銀行 下郡支店 普通預金 口座番号：7556671

口座名義：ド）アイドゥーミー

11. ご利用者様負担金の滞納について

ご利用者様が正当な理由なくご利用者様負担金を2ヶ月以上滞納した場合、及びご利用者様負担金を支払わない場合は、事業者は30日間以上の猶予期間を定めて、契約を解約する旨を催告することがあります。

12. 契約の解約

(1)ご利用者様の都合で契約を解約する場合

契約終了を希望する 14 日前までに文書で通知することにより、契約を解約することができます。但し、ご利用者様の急変、急な入院などやむ得ない事由がある場合は、契約終了を希望する 1 週間以内の通知でも解約することができます。

(2)事業者の都合で契約を解約する場合

事業者側にやむを得ない事由がある場合、又は、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用の目的を達することが困難になった場合は、30 日間以内の予告期間をもって、この契約を解約することができます。ただし、事業者は、この契約を解約しようとする場合は、前もって訪問看護指示医や他保健・医療・福祉サービス関係機関と協議し、必要な援助を行います。

(3)その他の契約が解約となる事由

- 一. 契約期間満了の 14 日前までに、利用者から更新拒絶の申し出があり、且つ契約期間が満了した時。
- 二. 事業者が 契約書第 19 条により契約を解約した時。
- 三. ご利用者様が介護保険施設へ入所や医療施設等へ入院し、6 ヶ月以上経過の時。
- 四. 事業者が定めた通常のサービス提供地域外へご利用者様が転出し、継続が困

難になった時。

五. ご利用者様の病状の改善により、訪問看護の必要が認められなくなった時。

その他契約の継続が困難となった時。

13. その他

(1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

①訪問看護員及びその他従業員(以下「訪問看護員等」という)は、年金の管理、

金銭の貸借など金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

②訪問看護員等は、医療保険上、利用者的心身機能の維持回復のために療養上 の

世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務は認められていま

せんので、ご了承ください。

⑤ 訪問看護員等に対する贈り物や飲食などのもてなしは、ご遠慮させていただきます。

⑥ 感染予防のため、処置及びケア時ゴム手袋を使用させていただきます。また、終了後は手洗いをさせていただきますのでご了承ください。

14. 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

ご家族等	氏名（続柄）		氏名（続柄）	
	電話番号		電話番号	

15. 損害賠償

事業者は、ご利用者様に対するサービス提供にあたって、万が一事故が発生し、ご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、適正な損害義務の履行を速やかに行います。

16. 相談窓口、苦情対応

苦情があった場合は、ご利用者様の状況を把握するために必要に応じ訪問を実施し、聞き取りや事情の確認を行います。把握した内容をもとに検討を行い、今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行い、ご利用者に対して、対応方法や結果の報告を行います。

【事業所の窓口】 (担当者：長野美幸)	所在地	大分県大分市大字松岡 5970 番地の 7
	電話番号	097-502-4976
	受付時間	午前10時～午後5時
【市の窓口】 大分市長寿福祉課	所在地	大分県大分市荷揚町2番31号
	電話番号	097-537-5744
	受付時間	毎週月～金曜日

		午前8時30分～午後5時15分
【公的機関の窓口】 大分県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地	大分県大分市大手町2丁目3番12号 市町村会館内
	電話番号	097-534-8475
	受付時間	午前8時30分～午後5時

17.利用の中止、変更、追加（契約書第10条）

（ア）利用予定日の前に、ご契約者様の都合により、訪問看護サービスの利用を中

止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日まで

に事業者に申し出てください。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により

ご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日

時をご契約者様に提示して協議します。

18.要介護認定等を受けていない方の利用料

（1）サービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。事業所は「サービス提供

証明書」を発行します。要介護認定などの結果が出た後、自己負担額を除く金

額が、介護保険からご契約者様に払い戻されます。（償還払い）ただし、「暫定

居宅サービス計画」が作成されている場合は、自己負担分のみお支払いいただきます。

- (2) 要介護、要支援の認定を受けても、「暫定居宅サービス計画」が作成されていない場合サービス利用料の全額を一旦お支払いいただき、償還払いとなります。
- (3) 認定結果が「自立」の場合は、「暫定居宅サービス計画」の作成有無にかかわらず、全額自己負担となります。

19.個人情報の取り扱い基準の遵守について

- (1) 介護ならびに関連事業のサービス提供開始前に、利用目的の範囲を説明し同意を頂いた上で個人情報を収集いたします。
- (2) 個人情報の利用は、指定訪問看護契約書の承諾又は同意に基づき、別紙、「個人情報に関する同意書」に定める利用目的の達成に必要な範囲内において、適正に使用いたします。
- (3) 同意又は依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはいたしません。 同意・依頼の下で、個人情報の提供、預託を行う場合においても、提供・預託先に適正に管理するよう、監督を行って参ります。

令和　年　月　日

訪問看護サービス利用にあたり、ご利用者に対して、サービス契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 大分県大分市大字松岡 5970 番地の 7

法人名 合同会社 I Do me

代表者 長野 美幸 印

事業所名 訪問看護ステーション ulu

説明者 印

私は、本書面により、事業者から訪問看護サービスについての重要事項説明を受け、個人情報の取り扱いについても十分に理解し、同意の上交付を受けました。

ご利用者様（本人）

住 所

<氏名> 印

代理人 ご家族 その他 ※該当する項目にレを付けて下記にご記入下さい。

<氏名> (続柄:) 印

<署名代行の事由>

1. 疾病により書字困難 2. その他()

※1 「代理人・ご家族・その他」欄に署名された方(以下「ご署名者」という)は、同欄の署名をもって、別紙、「個人情報保護に関するご案内」に定める個人情報の利用目的の範囲内での使用について同意したものとします。

※2 サービスの提供に際してご利用者様の家族情報が必要な場合、ご署名者は、ご署名者の責任において、これを訪問看護ステーションuluに提供するものとします。

※3 主な介護者の個人情報が退院前カンファレンス等で必要となることがあります。そのため、ご利用者様ご自身が契約を締結される場合でも、主な介護者の方の署名捺印を「代理人・家族・その他」欄に記入して頂きますようお願いします。